

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(九〇五・市町村課).....	1
平成十六年度准看護師試験の実施(九〇六・医務薬事課).....	4
開発行為に関する工事の完了(九〇七・由利地域振興局建設部).....	5
大規模小売店舗の新設に関する届出(九〇八・商工業振興課).....	5
道路区域の変更(九〇九・道路環境課).....	6
道路の供用開始(九一〇・道路環境課).....	7
道路区域の変更及び供用開始(九一一・道路環境課).....	7
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(九一二・会計課).....	8
公 告	
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	8

告 示

秋田県告示第九百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田郡森吉町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

所八四	東経	一四〇度二九分五九秒五〇四五
北緯	四〇度〇三分二八秒七七五一	
東経	一四〇度二九分五八秒九三四〇	
北緯	四〇度〇三分二八秒七八四八	
東経	一四〇度二九分五七秒八六五三	
北緯	四〇度〇三分二八秒二二六二	
東経	一四〇度二九分五七秒六四一八	
北緯	四〇度〇三分二八秒一九〇三	
東経	一四〇度二九分五七秒四一八	
北緯	四〇度〇三分二八秒一五四七	
東経	一四〇度二九分五七秒三三四四	
北緯	四〇度〇三分二八秒一〇三	
東経	一四〇度二九分五七秒六四一八	
北緯	四〇度〇三分二八秒二二六二	
東経	一四〇度二九分五七秒八六五三	
北緯	四〇度〇三分二八秒七八四八	
東経	一四〇度二九分五八秒九三四〇	
北緯	四〇度〇三分二八秒七七五一	
東経	一四〇度二九分五九秒五〇四五	

北秋田郡森吉町森吉字桐内沢外三〇国有林一〇〇二林班い小班、い二小班、は小班的次の所八一六から八九八ノ一までの点を順次結ぶ線及び所八一六の点と八九八ノ一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

北秋田郡森吉町森吉字
森吉沢

一〇	九	八	七	六	八八七	区5	八八六	区4	八八五	八八四	八八三	八八二	八八一	八八〇補一	所八二	所八三
北緯	東経	北緯														
四〇度〇三分二五秒五三三八	一四〇度二九分五五秒二四八五	四〇度〇三分二六秒一九一八	一四〇度二九分五五秒三六七二	四〇度〇三分二六秒〇六六七	一四〇度二九分五五秒八三五四	四〇度〇三分二六秒一三一九	一四〇度二九分五五秒七四一〇	四〇度〇三分二六秒〇八〇四								

北秋田郡森吉町森吉字桐内沢外三〇国有林一〇〇 二林班に小班の次の所八一から八七九までの点を順 次結ぶ線及び所八一の点と八七九の点とを結ぶ線で 森吉沢	八九八ノ一	八九八補一	八九八	八九七	八九六	八九五	八九四	八九三	八九二	八九一ノ一	一	一五	一四	一三	一二	
	東経	北緯														
	一四〇度二九分五二秒〇九三六	四〇度〇三分二三秒四〇一六	一四〇度二九分五二秒一九三五	四〇度〇三分二三秒二五〇八	一四〇度二九分五二秒二五〇八	四〇度〇三分二三秒二五〇八										

<p>所口七</p> <p>東経 一四〇度三〇分一七秒七八一四</p> <p>北緯 四〇度〇三分二七秒七八一四</p>	<p>区7</p> <p>東経 一四〇度三〇分一七秒六八六七</p> <p>北緯 四〇度〇三分二七秒九四九四</p>	<p>所口八</p> <p>東経 一四〇度三〇分一八秒〇四一一</p> <p>北緯 四〇度〇三分一八秒七六一八</p>	<p>八〇九補一</p> <p>東経 一四〇度三〇分一八秒〇六二二</p> <p>北緯 四〇度〇三分一八秒九一〇三</p>	<p>八〇九</p> <p>東経 一四〇度三〇分一八秒八六三一</p> <p>北緯 四〇度三〇分一八秒八六三一</p>	<p>八〇八</p> <p>東経 一四〇度三〇分一九秒三五〇一</p> <p>北緯 四〇度三〇分一九秒三五〇一</p>	<p>八〇七</p> <p>東経 一四〇度三〇分一九秒二四九七</p> <p>北緯 四〇度三〇分一九秒二四九七</p>	<p>八〇六</p> <p>東経 一四〇度三〇分一九秒二五九九</p> <p>北緯 四〇度三〇分一九秒二五九九</p>	<p>八〇五</p> <p>東経 一四〇度三〇分二〇秒〇四七二</p> <p>北緯 四〇度三〇分二〇秒〇四七二</p>	<p>八〇四</p> <p>東経 一四〇度三〇分二〇秒八二二二</p> <p>北緯 四〇度三〇分二〇秒八二二二</p>	<p>八〇三補一</p> <p>東経 一四〇度三〇分二〇秒九二〇二</p> <p>北緯 四〇度三〇分二〇秒九二〇二</p>	<p>域</p> <p>北秋田郡森吉町森吉字桐内沢外三〇国有林一〇〇三林班は小班、は四小班、い小班、ろ一小班の次の八〇三補一から所口一までの点を順次結ぶ線及び八〇三補一の点と所口一の点とを結ぶ線で囲まれる区域</p>	<p>所八一</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒四六八〇</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒四六八〇</p>	<p>八七八補一</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒五九二九</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒五九二九</p>	<p>八七九</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒九三〇一</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒九三〇一</p>	<p>東経 一四〇度三〇分三三秒九三〇一</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒九三〇一</p>
											<p>北秋田郡森吉町森吉字 森吉沢</p>				

<p>所イ二七</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒七九七五</p> <p>北緯 四〇度〇二分五〇秒八七四〇</p>	<p>区12</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒三五一五</p> <p>北緯 四〇度〇二分五〇秒七九九七</p>	<p>区13</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒〇〇八三</p> <p>北緯 四〇度〇二分五〇秒七五八九</p>	<p>所イ二八</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒七三二七</p> <p>北緯 四〇度〇二分五〇秒七三二七</p>	<p>所イ二九</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒六五三〇</p> <p>北緯 四〇度〇二分五〇秒六五三〇</p>	<p>七二三補三</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒二二八六</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒二二八六</p>	<p>区14</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒九六三六</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒九六三六</p>	<p>七二三補二</p> <p>東経 一四〇度三〇分三三秒五九七二</p> <p>北緯 四〇度三〇分三三秒五九七二</p>	<p>北秋田郡森吉町森吉字桐内沢外三〇国有林一〇〇五林班に小班、は小班、は一小班の次の七二三補二から所イ一までの点を順次結ぶ線及び七二三補二の点と所イ一の点とを結ぶ線で囲まれる区域</p>	<p>所口一</p> <p>東経 一四〇度三〇分二六秒一七一六</p> <p>北緯 四〇度三〇分二六秒一七一六</p>	<p>所口二</p> <p>東経 一四〇度三〇分二六秒三三三二</p> <p>北緯 四〇度三〇分二六秒三三三二</p>	<p>所口三</p> <p>東経 一四〇度三〇分二六秒六一八九</p> <p>北緯 四〇度三〇分二六秒六一八九</p>	<p>所口四</p> <p>東経 一四〇度三〇分二六秒六四九八</p> <p>北緯 四〇度三〇分二六秒六四九八</p>	<p>区6</p> <p>東経 一四〇度三〇分二七秒八九六二</p> <p>北緯 四〇度三〇分二七秒八九六二</p>	<p>所口五</p> <p>東経 一四〇度三〇分二八秒〇八一</p> <p>北緯 四〇度三〇分二八秒〇八一</p>	<p>所口六</p> <p>東経 一四〇度三〇分二八秒〇四七一</p> <p>北緯 四〇度三〇分二八秒〇四七一</p>
											<p>北秋田郡森吉町森吉字 丹瀬口</p>				

所イ一〇	北緯	四〇度〇二分五十一秒二〇六四
所イ一一	東経	一四〇度三二分三二秒〇八四二
所イ一二	北緯	四〇度〇二分五十一秒六六五二
所イ一三	東経	一四〇度三二分三二秒五九八五
所イ一四	北緯	四〇度〇二分五十一秒九六六八
所イ一五	東経	一四〇度三二分三二秒七一九一
所イ一六	北緯	四〇度〇二分五十二秒六一八六
所イ一七	東経	一四〇度三二分三二秒九七九五
所イ一八	北緯	四〇度〇二分五十二秒七一九一
所イ一九	東経	一四〇度三二分三二秒七六五五
所イ二〇	北緯	四〇度〇二分五十二秒〇六二六
所イ二一	東経	一四〇度三二分三二秒七六五五
所イ二二	北緯	四〇度〇二分五十二秒〇六二六
所イ二三	東経	一四〇度三二分三二秒七六五五
所イ二四	北緯	四〇度〇二分五十二秒〇六二六
所イ二五	東経	一四〇度三二分三二秒七六五五
区11	北緯	四〇度〇二分五十二秒九六六八
所イ二六	東経	一四〇度三二分三二秒〇八四二

所イ一	東経	一四〇度三二分三九秒〇〇七八
所イ二	北緯	四〇度〇二分五〇秒六四七六
所イ三	東経	一四〇度三二分三七秒三一七九
所イ四	北緯	四〇度〇二分五〇秒五六一二
所イ五	東経	一四〇度三二分三六秒二六六九
所イ六	北緯	四〇度〇二分五二秒〇七八七
所イ七	東経	一四〇度三二分三三秒〇七七七
所イ八	北緯	四〇度〇二分五二秒〇六二七
所イ九	東経	一四〇度三二分三四秒五二〇七
所イ一〇	北緯	四〇度〇二分五二秒〇〇八八
所イ一一	東経	一四〇度三二分三四秒〇〇二四
所イ一二	北緯	四〇度〇二分五二秒〇二七二
所イ一三	東経	一四〇度三二分三三秒四八四九
所イ一四	北緯	四〇度〇二分五〇秒〇七三三
所イ一五	東経	一四〇度三二分三一秒七九二七
所イ一六	北緯	四〇度〇二分四九秒七六四二
所イ一七	東経	一四〇度三二分二九秒九四〇二
所イ一八	北緯	四〇度〇二分四九秒七五九〇
所イ一九	東経	一四〇度三二分二九秒三三一四

秋田県告示第九百六号
 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、次のとおり平成十六年度准看護試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時
 平成十七年二月十五日(火)

新カリキュラム 午前九時三十分から正午まで
 旧カリキュラム 午前九時三十分から午前十一時三十分まで
 (二) 場所
 秋田市下新城中野字街道端西二百四十一番地七号 秋田県立大学秋田キャンパス
 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎大会議室

二 試験科目

新カリキュラム

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防
看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護
概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護
旧カリキュラム

解剖生理 栄養 薬理 病理 微生物 保健医療 関係法規 精神保健 基礎看護
(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老人看護 母子看護

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

受験願書

受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第二十七条各号に掲げる書類

履歴書

写真

出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメ
ートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの 二枚

五 受験願書用紙の交付

期間

平成十六年十一月十七日(水)から同年十二月十五日(水)まで

場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付

期間及び時間

平成十六年十二月十三日(月)から同月十五日(水)までの午前九時から午後
五時まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料

額

六千九百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十七年三月十一日(金)午前九時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームペ
ージ(<http://www.pref.akita.jp>)に掲示する。

九 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部医務薬事課(電話〇一八 八六〇 一四〇六)

秋田県告示第九百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年

六月十日付け指令由建 七百三十二号で許可した開発行為(第二工区)に関する工事

が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

二 開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称

秋田県由利郡矢島町元町字間木一二二番一、字谷地一四八番

秋田県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大

規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のと

おり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年十一月十六日 秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎 本 昌 馨

東京都台東区上野七丁目十四番四号

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
仁賀保ショッピングセンター
- (三) 由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五外
小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツル八 代表取締役 鶴 羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条二十丁目一番二十一号
株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 文
広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年四月十五日
- (四) 店舗面積の合計
千八百九十四平方メートル
- (五) 駐車場の収容台数
百二十六台
- (六) 駐輪場の収容台数
五十台
- (七) 荷さばき施設の面積
百平方メートル
- (八) 廃棄物等の保管施設の容量
十二・四八立方メートル
- (九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ツル八、株式会社大創産業
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで
- (十)
- (十一)

一 道路の区域

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
鷹巣川井堂川線	鷹巣川井堂川線	鷹巣川井堂川線	北秋田郡鷹巣町鷹巣字本屋敷一四番一地先から六二番四まで	一四・〇〇〇～二九五・〇〇〇	〇・一一五

- (一) 駐車場の自動車の出入口の数
五か所
 - (二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前十時から午後八時まで
 - (三) 届出年月日
平成十六年十一月八日
 - (四) 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仁賀保町役場 産業課
 - (五) 縦覧期間
平成十六年十一月十六日から平成十七年三月十六日まで
 - (六) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - (七) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
 - (八) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
 - (九) 秋田県告示第九百九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年十一月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第九百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	新	旧	新		旧		旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			B	A	B	A					
雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	B	A	B	A	雄勝湯沢線	湯沢市字川原田五九番二から山田字下二井田一三五番二まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田一〇二番三地先まで	湯沢市字川原田二二一番地先から字上菰生田一〇二番三地先まで	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇					二・六五七
雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	B	A	B	A	雄勝湯沢線	湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	湯沢市字川原田二二一番地先から字上菰生田一〇二番三地先まで	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇					二・八三九
雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	B	A	B	A	雄勝湯沢線	湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	湯沢市字川原田二二一番地先から字上菰生田一〇二番三地先まで	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇					二・八三五
雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	雄勝湯沢線	B	A	B	A	雄勝湯沢線	湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
			湯沢市字川原田五九番二から字上菰生田三三番三地先まで	湯沢市字川原田二二一番地先から字上菰生田一〇二番三地先まで	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇					二・八三六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十六年十一月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

県道	鷹巣川井堂川線	北秋田郡鷹巣町鷹巣字本屋敷一四番一地先から二四番一地先
----	---------	-----------------------------

二 供用開始の期日 平成十六年十一月十六日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第九百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第九百十二号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	秋田市川尻若葉町一番五号 秋田県計量協会
変更後	秋田市川尻若葉町一番五号 秋田県計量協会
変更前	秋田市川尻若葉町一番五号 秋田県計量協会

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年十一月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) パーソナルコンピュータ 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限

- (四) 平成十七年三月四日(金) 納入場所
- (五) 秋田県立大曲技術専門校
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (五) 電子計算組織 一式 平成十六年十二月ころ
- (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- (六) 平成十六年七月十六日(金)

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) ①の資格に係る申請
- (二) ②の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年十二月三日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を除き、平成十六年十一月十六日(火)から同年十二月九日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十六年十二月十七日(金)午前十一時
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (一) 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Network System
Computing Equipment

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 17 December, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of
Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄